



Edwards TW

Edwards 日本、EDWARDS JAPAN LTD.

Chemwatch: 5229-84

バージョン番号: 7.1.1.1

安全データシート - JIS Z 7253 : 2012 準拠

発行日: 25/11/2020

印刷日: 28/01/2021

L.GHS.JPN.JA

セクション1 化学品及び会社情報

製品に関する情報

製品名	Edwards TW
同義語	データ無し
化学式	該当しない
他の製品特定手段	データ無し

推奨用途及び使用上の制限

推奨用途及び使用上の制限	製造者の指示に従い使用すること。
--------------	------------------

供給者の詳細

供給者の会社名称	Edwards 日本、EDWARDS JAPAN LTD.	Edwards s.r.o.
住所	〒276-8523 千葉県八千代市吉橋1078-1 (販売およびサービス) 276-8523 Japan	Jana Sigmunda 300, Lutín, 783 49 Czech Republic
電話番号	+81 47 458 8831	+420 580 582 728
FAX番号	データ無し	データ無し
ホームページ	www.edwardsvacuum.com	www.edwardsvacuum.com
e-メール	info@edwardsvacuum.com	info@edwardsvacuum.com

緊急連絡電話番号

会社名	CHEMWATCH 緊急時対応
緊急連絡電話番号	+81 50-3204-4966
その他の緊急連絡電話番号	+81 800-080-4344

電話がつながった時のメッセージがご希望の言語でない場合は、06をダイヤルしてください

セクション2 危険有害性の要約

化学物質又は混合物の分類

分類 ^[1]	眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性 区分2B
凡例:	1. Chemwatchによる分類; 2. 日本 NITE GHS 分類データベースによる分類; 3. EC 規則 1272/2008 - 附属書 VIIによる分類

GHSラベル要素

絵表示:	該当しない
注意喚起語	警告

危険有害性情報

H320	眼刺激
------	-----

注意書き: 安全対策

P264	取扱い後は製品が付着した体の部位をよく洗うこと。
------	--------------------------

注意書き: 応急措置

P305+P351+P338	眼に入った場合: 水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。
P337+P313	眼の刺激が続く場合: 医師の診断／手当てを受けること。

注意書き: 保管(貯蔵)

該当しない

注意書き: 廃棄

該当しない

セクション3 組成および成分情報

物質

混合物の組成については、以下のセクションを参照してください

混合物

CAS番号	%[重量]	名称	官報公示整理番号	
			化審法	安衛法
8042-47-5	>99	流動パラフィン	-	公表

セクション4 応急措置

必要な応急措置の説明

眼に入った場合	眼に入った場合: ▶ 直ちにきれいな流水で洗浄すること。 ▶ 洗眼は、眼球、瞼の隅々まで水がよく行き渡るように行うこと。 ▶ 速やかに医師の手当てを受けること。痛みが続いたり繰り返す場合は、医師の手当てを受けること。 ▶ 眼に損傷がある場合、コンタクトレンズの取り外しは、専門家に任せること。
皮膚に付着した場合	皮膚に付着した場合: ▶ 直ちに汚染された衣類すべて(履物を含む)を脱がせること。 ▶ 流水で皮膚および毛髪を洗浄すること。必要に応じて石鹸を使用すること。 ▶ 炎症がある場合には、医師の手当てを受けること。
吸入した場合	▶ ガス、エアゾールまたは燃焼生成物を吸入した場合、汚染区域から退去すること。 ▶ 通常、他の措置を講じる必要はないと考えられている。
飲み込んだ場合	▶ 直ちにコップ1杯の水を飲ませること。 ▶ 応急措置は通常必要とは考えられていない。懸念がある場合には、医師に相談すること。

医師に対する特別な注意事項

対症療法を行うこと。

セクション5 火災時の措置

消火剤

- ▶ 泡沫
- ▶ 乾燥化学粉末
- ▶ 二酸化炭素
- ▶ 水スプレーまたは霧 - 大規模火災時のみ

特有の危険有害性

火災の際に避けるべき条件	▶ 発火する危険性があるため、硝酸塩、酸化性酸、塩素系漂白剤、プール用塩素などの酸化剤による汚染を避けること。
--------------	---

消火活動に関する情報

特有の消火方法	▶ 消防に通報し、事故の場所と危険有害性に関する情報を伝えること。 ▶ 呼吸装置を備えた保護衣および保護手袋を着用すること。 ▶ あらゆる手段を用いて、排水路または水路への漏出物の流入を防ぐこと。 ▶ 水の微細噴霧を利用し、鎮火および火災現場周辺の冷却に努めること。
火災及び爆発の危険性	▶ 可燃性である。 ▶ 熱または炎へのばく露による火災の危険性は低い。

- ▶ 加熱により、容器の激しい破裂を伴う膨張や分解が生じることがある。
 - ▶ 燃焼時に分解し、一酸化炭素(CO)の毒性ガスを発生することがある。
- 燃焼生成物が含まれます: 二酸化炭素(CO2)
有機物の燃焼特有の、その他の熱分解生成物
有毒ガスを放出することがある。
腐食性ガスを放出することがある。
倉庫あるいは閉鎖的な保管場所では、十分な換気を行うこと。

セクション6 漏出時の措置

人体に対する注意事項, 保護具及び緊急時措置

セクション 8 参照

環境に対する注意事項

セクション 12 参照

封じ込め及び浄化の方法及び機材

小規模漏出の場合	▶ 全ての発火源を除去すること。 ▶ 直ちに全ての漏出物を除去すること。 ▶ 蒸気の吸入、皮膚および目との接触を避けること。 ▶ 保護具を着用し、人体への接触を抑制すること。
大規模漏出の場合	中程度の危険有害性 ▶ 現場から人員を退去させ、風上へ移動させること。 ▶ 消防に通報し、事故の場所と危険有害性に関する情報を伝えること。 ▶ 呼吸装置を備えた保護衣および保護手袋を着用すること。 ▶ あらゆる手段を用いて、排水路または水路への漏出物の流入を防ぐこと。

個人用保護具に関する情報については、SDSのセクション8をご参照ください。

セクション7 取り扱い及び保管上の注意

安全な取扱のための予防措置

安全取扱注意事項	▶ 吸入を含む、人体へのあらゆるばく露を避けること。 ▶ ばく露の可能性がある場合は、保護衣を着用すること。 ▶ 換気の良い場所で使用すること。 ▶ 窪地および排水だめでの濃縮を避けること。 ▶ 製品で濡れた衣服を皮膚に接触したままの状態にしないこと。
他の情報	▶ 元の容器のまま保管すること。 ▶ 容器を完全に密封して保管すること。 ▶ 禁煙。裸火または発火源となるものの使用禁止。 ▶ 換気の良い冷乾所に保管すること。

混触危険性を含む、安全な保管条件

適切な保管条件	▶ 金属缶またはドラム缶 ▶ 製造者が推奨する容器を使用すること。 ▶ すべての容器に明確なラベルが貼り付けられていることおよび漏れがないことを確認すること。
避けるべき保管条件	注意: 加熱した物質に水が接触すると、発泡または蒸気爆発を起こし、加熱物質の飛散により重度の熱傷を生じることがある。容器から溢れ出し、火災を引き起こすことがある。 ▶ 酸化剤との反応を避けること。

セクション8 ばく露防止及び保護措置

管理パラメーター

許容濃度(OEL)

成分に関する情報

出典	成分	物質名	TWA	STEL	ピーク	注記
日本産業衛生学会:許容濃度	流動パラフィン	鉱油ミスト	3 mg/m3	データ無し	データ無し	データ無し

緊急ばく露限度

成分	物質名	TEEL-1	TEEL-2	TEEL-3
----	-----	--------	--------	--------

成分	物質名	TEEL-1	TEEL-2	TEEL-3
流動パラフィン	Mineral oil, heavy or light; (paraffin oil; Deobase, deodorized; heavy paraffinic; heavy naphthenic); distillates; includes 64741-53-3, 64741-88-4, 8042-47-5, 8012-95-1; 64742-54-7	140 mg/m3	1,500 mg/m3	8,900 mg/m3

成分	オリジナルIDLH	改訂IDLH
流動パラフィン	2,500 mg/m3	データ無し

物質データ

感覚刺激物とは、眼、鼻または咽喉に一時的かつ不快な副作用を誘発する化学物質である。これらの刺激物の職業暴露基準は、様々な気中物質に対する作業者の反応を観察することにより設定されてきた。現在求められているのは、ほぼ全ての人員が、軽度の刺激を含めたあらゆる感覚刺激から保護されることと、不確実性係数および安全係数(5〜10またはそれ以上)を用いてばく露基準値を設定することである。ヒトデータが無い場合には、動物実験で得た無影響量(NOEL)が基準値の設定に使用されることもある。追加的な手段として、主にTLV委員会(米国)がこの種の化学物質に対する呼吸器ばく露基準の設定に使用してきた方法がある。それは、即効性の刺激物に天井値(TLV-C)を設定し、刺激性・生体蓄積性・その他エンドポイントに関する証拠の重みを考慮することで信頼性に足る値を得られるならば、短時間暴露限界(TLV-STELs)を設定するという方法である。対照的にMAK委員会(ドイツ)では、強烈な臭い・局所刺激性・消失半減期に基づく5段階システムを採用している。しかしながら当該システムは、EUの職業暴露限界値を検討する専門家委員会(SCOEL)の手法 - 米国で採用されている手法により近い手法 - との整合性をはかる目的で、代替過程にある。OSHA(米国)は、感覚刺激物への暴露に対して以下のように結論づけている:

- ▶ 炎症を引き起こし、
- ▶ 他の刺激物および病原体への感受性を高め、
- ▶ 永久的障害または機能不全を引き起こし、
- ▶ 有害物質の吸収を高め、
- ▶ 刺激物質へのばく露が習慣化することで、過剰ばく露のリスクを高める。

ばく露管理

適切な工学的管理方法	工学的管理(設備対策)は、危険有害性を排除するため、または作業員を危険有害性から防御するために使用される手法である。適切に設計された工学的管理(設備対策)により、通常、作業者が関与することなく、作業者を効果的に保護することができる。 工学的管理(設備対策)の基本: 工程管理 - 作業または作業工程に変更を加え危険性を低減する。 放出源の密閉および／または隔離 - 作業員を物理的危険有害性から隔離する。換気 - 効果的に作業環境の空気を入れ替える。適切に設定されている場合、換気により空気中の汚染物質を排除または希釈することができる。換気システムは、特定の工程および使用する化学物質または汚染物質に合わせて設計する必要がある。 雇用主は、作業員の過剰ばく露を避けるために複数の制御手法を用いる必要がある。
個人保護措置	   
眼/顔面の保護	▶ サイドシールド付きの保護メガネ。 ▶ ケミカルゴーグル。 ▶ コンタクトレンズの使用は、特殊な危険有害性を引き起こすことがある。ソフトコンタクトレンズは、刺激物を吸収・濃縮することがある。レンズの装着および使用制限を明記した方針文書を作業の種類または場所ごとに作成しておくこと。当該文書には、レンズによる使用化学物質群の吸収および吸着に関する評価結果、および障害例の記録等を掲載すること。医療関係者や救急隊員はレンズの取り外しについての訓練を受け、同時に適切な器具を速やかに使用できるよう準備しておくべきである。化学物質へのばく露時には、直ちに洗眼し、速やかにレンズを取り外すこと。眼の発赤または刺激の初期兆候が見られる場合には、レンズを取り外すこと。レンズの取り外しは、清潔な環境において、手をよく洗ってから行なうべきである。[CDC NIOSH Current Intelligence Bulletin 59], [AS/NZS 1336 またはその他の国家規格]
皮膚の保護	以下の手の保護具を参照してください。
手/足の保護	▶ ポリ塩化ビニル製などの化学用保護手袋を着用すること。 ▶ ゴム製などの安全靴または安全長靴を着用すること。 適切な手袋の選択は、材質だけでなく、製造業者間で異なる品質保証にも注意する必要がある。化学品が複数の化学物質の調剤である場合、手袋材質の耐久性は事前に計算することができず、したがって、使用前に確認しておくことが重要である。 物質に対する正確な破過時間は、保護手袋製造業者から得ることができ、最終的な選択の際に重視するものである。 個人衛生は効果的な手の保護の重要な要素である。手袋は清潔な手に着用する必要がある。手袋使用後は、手を洗浄し、完全に乾燥させる必要がある。無香料の保湿剤を使用することが望ましい。 手袋種類の適合性と耐久性は使用用途による。手袋の選定における重要な要因は次のとおりである: ・ 接触頻度および時間、 ・ 手袋材料の耐化学品性、 ・ 手袋の厚さ、 ・ 作業性 関連する規格に適合した手袋を使用すること(欧州EN374、US F739、AS/NZS 2161.1または国内同等規格等)。
身体保護	以下の他の保護具を参照してください。
他の保護	▶ 防護用密閉服(つなぎ型) ▶ 塩化ビニル製エプロン ▶ 保護クリーム ▶ 皮膚洗浄クリーム ▶ 洗眼用設備

呼吸器の保護

A-P タイプフィルタ (十分な容量を有するもの)

呼吸ゾーンでのガス／粒子の濃度が「暴露基準」(またはES)に達するか、それを上回る場合、呼吸器保護が必要となる。
必要とされる保護の度合いは面体およびフィルターの等級によって異なり、保護の種類はフィルターのタイプにより異なる。

防護係数	ハーフフェイス呼吸器	フルフェイス呼吸器	電動ファン付き呼吸器
10 x ES	A-AUS P2	-	A-PAPR-AUS P2
50 x ES	-	A-AUS P2	-
100 x ES	-	A-2 P2	A-PAPR-2 P2 ^

^ハーフフェイス

緊急事態時に現場に進入する場合、または酸素濃度や蒸気濃度が不明なエリアでは、カートリッジ式呼吸器用保護具を使用しないこと。カートリッジ式呼吸器用保護具を着用しているにも関わらず、なんらかの臭いを察知した場合は、直ちにその汚染区域から退去すること。臭いを察知した場合、その呼吸器用保護具が適切に機能していない、蒸気濃度が非常に高い、または、保護具が着用者に合っていないことが考えられる。このようにカートリッジ式呼吸器用保護具の使用には制限があるため、適切な状況においてのみ使用が認められている。

セクション9 物理的及び化学的性質

物理的および化学的性質に関する基本情報

外観	データ無し		
物理的状態	液体	比重 (水 = 1)	データ無し
臭い	データ無し	n-オクタノール/水 分配係数	データ無し
臭気閾値	データ無し	自然発火温度 (°C)	データ無し
pH (製品)	該当しない	熱分解温度	データ無し
融点 / 凝固点 (°C)	データ無し	粘度 (cSt)	65
沸点/沸騰範囲(°C)	158	分子量 (g/mol)	該当しない
引火点 (°C)	243	味	データ無し
蒸発速度	データ無し	爆発性	データ無し
引火性	該当しない	酸化作用	データ無し
爆発範囲-上限(%)	データ無し	表面張力 (dyn/cm or mN/m)	データ無し
爆発範囲-下限(%)	データ無し	揮発成分 (%vol)	データ無し
蒸気圧 (kPa)	<0.0001 @ 25 degC	ガスグループ	データ無し
水溶解性	混ざらない	溶液のpH (1%)	該当しない
蒸気密度 (大気 = 1)	データ無し	VOC g/L	データ無し

セクション10 安定性及び反応性

反応性	セクション 7 参照
化学的安定性	▸ 混触危険性物質が存在する。 ▸ 製品は安定していると考えられる。 ▸ 危険な重合反応は起こらないと考えられる。
危険有害反応可能性	セクション 7 参照
避けるべき条件	セクション 7 参照
混触危険物質	セクション 7 参照
危険有害な分解生成物	セクション 5 参照

セクション11 有害性情報

毒物学的影響に関する情報

吸入した場合	(動物モデルを使用するEC指令の分類に基づく) 有害な健康影響を及ぼす物質または気道刺激性物質とは考えられていない。それでも、作業環境においては、適正衛生規範 (GHP) に従いばく露を最小限に抑え、適切な管理策を講じるべきである。 油の飛沫またはエアゾールを吸入すると、不快感が生じ、肺に化学的炎症が生じることがある。
--------	---

飲み込んだ場合	EC指令または他の分類基準により、「飲み込むと有害」に分類されていない。これは、裏付けとなる動物またはヒトにおける証拠が不足しているためである。
皮膚に付着した場合	本物質は、一部の人に対して皮膚の炎症を引き起こす可能性があることが認められている。 炭化水素へのばく露は、不整脈を引き起こすことがある。中度の毒性が生じると、めまい、頭痛、吐き気が生じることがある。重度の毒性が生じると、肺機能が低下し、意識喪失または死に至ることがある。炭素数C4の炭化水素は、特に神経系に有害である。石油ガス（オレフィン不純物含有）の吸入は、眠気を誘発することがある。酸素濃度減少により、呼吸不全、精神障害、協調運動障害、思考力低下、吐き気および嘔吐を伴う重度のチアノーゼおよび窒息が生じることがあり、意識喪失および死に至ることがある。 開放創、擦り傷または炎症がある場合は、皮膚への接触を避けること。 皮膚疾患がある場合、症状を悪化させることがある。 切創、擦り傷または病変部などを通じて血流に侵入すると、悪影響を及ぼす全身性疾患を引き起こすことがある。使用前に皮膚を検査し、あらゆる外傷を適切に保護しておくこと。
眼に入った場合	本物質は、人によっては眼刺激を引き起こす可能性があることを示す研究データがある。
慢性毒性	反復または長期的な職業ばく露により物質が体内に蓄積し、その結果身体に害を及ぼすことがある。 油は、皮膚に接触または吸入されることがある。長期間のばく露は、湿疹、毛包炎、顔面色素沈着、足裏イボを引き起こすことがある。全身への影響があるが、長期間のばく露は、肺の瘢痕化を増加することがある。

Edwards TW	毒性	刺激性
	データ無し	データ無し
流動パラフィン	毒性	刺激性
	オーラル(ラット) LD50: >5000 mg/kg ^[1]	皮膚: 有害作用は認められない (刺激性なし) ^[1]
	経皮(ウサギ)LD50: >2000 mg/kg ^[1]	皮膚: 悪影響観察(刺激性) ^[1] 眼: 有害作用は認められない (刺激性なし) ^[1]
凡例:	1. 欧州ECHA登録物質 - 急性毒性 - から得られた値。2. *の値は製造者のSDSから得られた値。特に注記のないデータはRTECSから抽出した値。	

流動パラフィン	[潤滑系の油]の区分に含まれる化学物質は、製造過程および物理化学的観点の両方で結びつけられている。 特定の蒸留油における潜在毒性は、加工・処理の程度または範囲に反比例する。なぜなら、 ▶ これらの化学物質による悪影響は、望ましくない成分と関連する。 ▶ 望ましくない成分の量は、処理の程度と反比例する。 ▶ 処理の程度または範囲が同じである蒸留油は、類似の毒性を有する。 ▶ [残油系の油]における潜在毒性は、処理の程度とは無関係である。 ▶ 蒸留油の生殖および発育毒性は、処理の程度と反比例する。 未精製および軽度精製蒸留油は、望ましくない成分を最大量含んでおり、炭化水素分子の種類が最も多く、極めて高い発がん性および遺伝子変異作用を示した。高度精製蒸留油および厳密に精製された蒸留油は、未精製および軽度精製蒸留油から望ましくない成分を除去または変換させて製造している。高度精製蒸留油および厳密に精製された蒸留油は、未精製および軽度精製蒸留油に比べ、炭化水素分子の種類が少なく、人畜毒性も極めて低い値を示した。残油による遺伝子変異と発がん性作用の検査結果は陰性を示し、その分子の大きさから生物活性物質または生物学的利用能は欠如しているという考えを立証した。 潤滑系の油は、毒性試験で一貫して低い急性毒性を示している。数多くの試験により、潤滑系の油の変異原性および発がん性は、3〜7環式芳香族化合物(PAC)含有量とDMSO抽出物濃度(例、IP346試験)と相関性を持ち、これら二つの特性は、処理の程度・状態と直接関係している。 本物質は、IARC グループ3に分類される: ヒト発がん性について分類できない。 発がん性の証拠が不十分であるか、または動物実験において限定的であると考えられる。
---------	---

急性毒性	✗	発がん性	✗
皮膚腐食性及び皮膚刺激性	✗	生殖毒性	✗
眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性	✓	特定標的臓器毒性 - 単回ばく露	✗
呼吸器感作性又は皮膚感作性	✗	特定標的臓器毒性 - 反復ばく露:	✗
生殖細胞変異原性	✗	吸引性呼吸器有害性	✗

凡例: ✗ – データ利用不可または、区分に該当しない
✓ – 分類済み

セクション12 環境影響情報

生態毒性

Edwards TW	エンドポイント	試験期間 (時間)	種	値	出典
------------	---------	-----------	---	---	----

	データ無し	データ無し	データ無し	データ無し	データ無し
流動パラフィン	エンドポイント	試験期間 (時間)	種	値	出典
	LC50	96	魚	1.13mg/L	2
	EC50	48	甲殻類	2mg/L	2
	NOEL	504	甲殻類	>=1mg/L	2
凡例:	1. IUCLID 毒性データ 2. 欧州ECHA登録物質 - 生態毒性情報 - 水生毒性 3. EPIWIN Suite V3.12 (QSAR) - 水生毒性データ (予測) 4. 米国環境保護庁, Ecotox データベース - 水生毒性データ 5. ECETOC 水生環境有害性評価データ 6. NITE (日本) - 生物濃縮性データ 7. METI (日本) - 生物濃縮性データ 8. ベンダーデータ から抽出				

残留性・分解性

成分	残留性: 水域/土壌	残留性: 大気
	すべての成分のデータ無し	すべての成分のデータ無し

生体蓄積性

成分	生物濃縮性
	すべての成分のデータ無し

土壌中の移動性

成分	移動性
	すべての成分のデータ無し

セクション13 廃棄上の注意

廃棄方法

製品／容器／包装の廃棄方法	廃棄物の処理要件を定める法規制は、国や地域により異なる。現地で施行されている法規制を確認すること。地域によっては、特定廃棄物の追跡管理が必要となる。 段階的な管理が一般的である（取扱者による調査が必要）: ▶ リデュース - 廃棄物の発生抑制 ▶ リユース - 再使用 ▶ リサイクル - 再生資源の利用 ▶ 廃棄（最終手段） 本製品は、未使用の場合や汚染されていないが意図する用途に適さない場合には、リサイクルしてもよい。汚染されている場合には、ろ過、蒸留またはその他の方法による再生が可能な場合もある。このような判断をする場合、保管寿命も考慮すべきである。取扱い中に物質の性質が変わる可能性があり、その場合には再生利用や再使用が適切とはなり得ない点に注意すること。 ▶ 器具の洗浄に用いた洗浄水は排水路に流入させないこと。 ▶ 器具の洗浄に用いた洗浄水は、排出する前にすべて回収し適切な処理を施す必要がある。 ▶ 下水道への排出は国内法規制の対象となることがあるため、常に、その国内法規制の要件を考慮しなければならない。 ▶ 不明な点は、担当当局に問い合わせること。 ▶ 製造者にリサイクルの可否を問い合わせ、可能な場合はリサイクルすること。 ▶ 廃棄する場合は廃棄物の処理を管理している都道府県・市町村に問い合わせること。 ▶ 残留物は、認可を受けた処分場で焼却または埋立処分すること。 ▶ 容器は、可能であれば再生利用、もしくは認可を受けた埋立処分場に廃棄すること。
---------------	---

セクション14 輸送上の注意

要求されるラベル

海洋汚染物質	該当しない
--------	-------

陸上輸送 (UN): 危険物輸送規制対象外

航空輸送 (ICAO-IATA / DGR): 危険物輸送規制対象外

海上輸送 (IMDG-Code / GGVSee): 危険物輸送規制対象外

MARPOL 附属書 II 及び IBC コードによるばら積み輸送

該当しない

MARPOL附属書VとIMSBCコードに従い、バルク輸送

製品名	Group
流動パラフィン	データ無し

ICG規範に従い、バルク輸送

製品名	Ship Type
流動パラフィン	データ無し

セクション15 適用法令

物質又は混合物に特有な安全、健康および環境に関する規制

流動パラフィン に関する適用法令

ケミカル フットプリント プロジェクト - 高懸念化学物質リスト
国際がん研究機関(IARC) - IARCモノグラフにより分類された化学物質
国際がん研究機関(IARC) - IARCモノグラフにより分類された化学物質 - グループ 1 : ヒトに対する発がん性がある
日本 労働安全衛生法
日本 許容濃度等
日本安衛法: 名称等を表示し、又は通知すべき危険物及び有害物

労働安全衛生法	名称等を表示し、又は通知すべき危険物及び有害物 文書の交付		
	政令名称		政令番号
	鉱油		Attached table 9-168 of Cabinet order
	ミネラルスピリット(ミネラルシンナー、ペトロリウムスピリット、ホワイтスピリット及びミネラルターベンを含む。)		Attached table 9-551 of Cabinet order
	名称等を表示すべき危険物及び有害物		
	政令名称		政令番号
	鉱油		Attached table 9-168 of Cabinet order
	ミネラルスピリット(ミネラルシンナー、ペトロリウムスピリット、ホワイтスピリット及びミネラルターベンを含む。)		Attached table 9-551 of Cabinet order
	製造の許可を受けるべき有害物		
	政令名称	政令番号	
該当しない	該当しない		
関連する法令・条例			
	危険物 - 酸化性の物	該当しない	
	危険物 - 引火性の物	該当しない	
	有機溶剤	該当しない	
	特定化学物質	該当しない	
化管法 -	分類	政令名称	政令番号
	該当しない	該当しない	該当しない
毒物及び劇物取締法	該当しない		
化審法	優先評価化学物質	該当しない	
	第1種特定化学物質	該当しない	
	第2種特定化学物質	該当しない	
	監視化学物質	該当しない	
	一般化学物質	該当しない	

国別インベントリ状況

国別インベントリ	状況
----------	----

国別インベントリ	状況
オーストラリア - AIIC / オーストラリア非工業用	Yes
カナダ - DSL	Yes
カナダ - NDSL	No (流動パラフィン)
中国 - IECSC	Yes
欧州 - EINEC / ELINCS / NLP	Yes
日本 - ENCS	No (流動パラフィン)
韓国 - KECI	Yes
ニュージーランド - NZIoC	Yes
フィリピン - PICCS	Yes
米国 - TSCA	Yes
台湾 - TCSI	Yes
メキシコ - INSQ	Yes
ベトナム - NCI	Yes
ロシア - ARIPS	Yes
凡例:	Yes = 全ての成分がインベントリに収載されている No = 1つあるいはそれ以上のCAS開示成分が未収載であり、かつ、インベントリの対象外ではない (カッコ内の成分名参照)

セクション16 その他の情報

改訂日	25/11/2020
最初の発行日	29/11/2016

SDSバージョンの概要

バージョン	発行日	更新されたセクション
6.1.1.1	01/03/2019	消火方法 (消火剤)
7.1.1.1	25/11/2020	分類

他の情報

製品および各成分の分類は、公式かつ信頼性の高い情報源や、参考文献を使用したChemwatch分類委員会独自の評価によるものです。

SDSはハザードコミュニケーションのツールであり、リスクアセスメントの一助として使用されるべきである。掲載されているハザードが、作業場やその他の環境においてリスクをもたらすか否かは、様々な要素により決定される。暴露シナリオを参照することにより、リスクが特定されることもある。使用規模、使用頻度および現行の設備管理も考慮しなければならない。

定義および略語

PC-TWA: 時間・荷重平均許容濃度 PC-STEL: 短時間許容濃度-暴露限界 IARC: 国際がん研究機関 ACGIH: 米国産業衛生専門家会議 STEL: 短期間ばく露限度 TEEL: 一時的緊急ばく露限度 IDLH: 生命及び健康に直ちに危険を及ぼす環境空気の状態 OSF: 臭気安全係数 NOAEL: 無毒性量 LOAEL: 最小毒性量 TLV: 許容濃度 閾値 LOD: 検出限界 OTV: 臭いの閾値 BCF: 生物濃縮係数 BEI: 生物学的ばく露指標

当データシートは著作権により保護されており、著作権法により許可される個人的な研究、リサーチ、批評もしくは論評等公正な目的に使用する以外には、ケムウォッチ (TEL: +61 3 9572 4700)からの書面による許可が無い限り、いかなる部分の複製も方法を問わず禁じられています。